

疎略事。

附、表裏別心毛頭存間舖事。

一、御法度御條目之儀、今迄如被仰付、彌不可相背。各相談之義、多分ニ可相付之事。

一、公儀御爲を存上は、對朋輩私企遺恨、不可及存分事。

一、朋輩中徒黨不可立。於公事篇喧嘩口論自然雖有之、父子兄弟縁者親類知音奏者成共、依怙最負不存、如御法度可致覺悟事。

一、御知行方之儀、秀頼様御成仁之上爲御分別不被仰付以前、不依誰々御訴訟雖有之、一切不可申次之候。縱被下候共、拜領仕間舖事。

一、對御奉公之衆、誰々讒言之子細雖有之、同心不可申、何時も直ニ申届可隨其旨、自然不相届儀於承者、無隔心可異見仕候。依事同心無之共、遺恨存間敷事。

一、公儀爲隱密申間儀、一切不可有他言事。  
一、此方一類並家來之者共、自然御法度背、不相届族於

有之者、無隔心於被申聞者、可爲祝着事。  
右之條々、若私曲於有之者、忝茂此靈社起請文之御罰深厚可罷蒙者也。仍而前書如件。

加賀大納言

利家 血判

慶長三年八月五日

德善院玄以法印

淺野彈正少弼殿

增田右衛門尉殿

石田治部少輔殿

長束大藏大輔殿

(薰墨集に載する所のこの文書は稍文句を異にし、且日附を八月八日とす。非なるべし。)

八月五日。江沼郡の領主小早川秀秋、國司土佐守に、富塚村等六百石の地を知行せしむ。

【萩藩閥閥録】

二二四七

於加賀國知行目錄

江沼郡

一、三百三拾五石六斗壹升

富像村内

同 郡

一、八拾四石三斗九升

新保村内

同 郡

一、百八拾石

小坂村内

合六百石

右今度以御檢地之上被相改宛行訖。全可領地者也。

慶長三年

秀秋 在判

八月五日

國司土佐守どのへ

(小早川秀秋が越前と共に加賀江沼郡を領したるは、慶長三年夏にあるべく、その御檢地といふは豊臣氏の施行したるものを指す。以下の文書皆同じ。)

八月五日。江沼郡の領主小早川秀秋、龍野孫兵衛尉に、横北村等五百石の地を知行せしむ。

【黃薇古簡集】

二二四八

於加賀國知行目錄

久称郡

一、百八拾五石七斗八升山手錢共ニ

横北村内

同

一、六拾壹石七斗七升

宮地村内

同

一、貳百五拾貳石四斗五升

野田村内

合五百石者

右今度以御檢地之上被相改宛行訖。全可領知者也。

慶長三年

秀秋 在判

八月五日

龍野孫兵衛尉どのへ

八月五日。江沼郡の領主小早川秀秋、原田四郎左衛門に、水田丸村等四百石の地を知行せしむ。

【土佐國蠹簡集殘編】

二二四九

於加賀國知行目錄

えねの郡

一、百卅九石八斗壹升

水たまる村内